# 学校教育における心理検査実施に対するまなざし

- 初等中等教育における知能検査実施をめぐる言説 -

Multifaced Analysis on Psychological Testing at School:

Discourses about Intelligent Testing at Primary and Secondary Schools

羽山 裕子 Yuko HAYAMA 滋賀大学教育学部

<キーワード> 学校 知能検査 就学時健診 新聞記事

# 1. はじめに

多様な子どもたちを包摂する教育が目指され、また「個別最適な学び」がキーワードとして示されるなど、現在の学校教育では、個々の子どもの興味関心や学び方の特徴をとらえることが、より一層重要となってきている。そのような中で、子どもたちの実態を正確にとらえて適切な指導を組み立てるためには、心理学等の知見に基づく各種の標準化された検査ツールによるアセスメントの実施が、一つの有効な手段として考え得る<sup>1</sup>。

しかしながら学校教育において標準化された検査を実施する際には、十分な吟味や配慮が求められると筆者は考える。なぜなら、検査は重大な教育上の処遇の変更につながる場合があり、また、その結果が正しく共有・理解されないと、子どもたちにスティグマをもたらしたり、周囲が先入観を持って接することにつながることが懸念されるためである。学校教育において標準化された心理検査を普及させるにあたっては、検査自体の信頼性や妥当性を高めることはもちろんであるが、それと同時に、学校教育というあらゆる子どもたちが包含され、公平・平等に扱われるべき場において、ある種の「線引き」を引き起こしかねない「検査の実施」という事象を、人々がどのように理解し、また受けとめるのかを明らかにする必要があるだろう。

このような問題意識に基づいて探究を進めるにあたり、筆者は、これまで学校現場において心理検査がどのように活用されてきたのか、それが教師、児童、保護者といった関係者たちからどのように受けとめられてきたのかを明らかにすることを目指す。特に本稿では、実施されてきた期間の長さや普及度の高さから、知能検査に注目して検討を進める。

まず学校教育における知能検査の主要な位置づけについて、先行研究を参考にして整理する。続いて、学校での知能検査実施について、どのような文脈で社会に示されてきたのか、また、それを人々がどのように受けとめてきたのかを示すものとして、新聞紙上での報じられ方に着目し、分析を行う。なお、分析の材料とする新聞紙

の記事の中には旧字体で記された箇所も見られたが, これらは新字体に改めた。

# 2. 戦後の学校教育における知能検査の位置づけ

# (1) 学力検査と併せた分析のための実施

管見の限り、学校での知能検査の位置づけに焦点化した最新の研究は、北野(2022)である。北野は、日本国内で実施されてきた地方学力テストについて、全国的な資料収集によって調査・分析しているが、その中で、学力検査の結果を知能検査の結果と併せて分析する例がいくつかの自治体で見られたことを明らかにした。

分析の結果によると、戦後初期においては、昭和 22 年学習指導要領で知能検査の重要さが指摘され、小・中・高校の決まった学年で実施して指導要録に記入されていたという(pp.177-178)。この時期、数は多くないものの学力検査と知能検査の結果との相関関係分析を行う自治体もあった(p.179)。

昭和30年代に入ると、学校保健法制定によって就学時の健康診断(以下、就学時健診)が開始され、「精神薄弱の発見を目的として標準化された知能検査を実施し、小学校ないしは養護学校就学の際の判断材料とされることになる」(p.180)。100%の実施状況ではなかったようだが、たとえば滋賀県では151校が実施していたことを北野はつきとめている(p.181)。一方、昭和30年代後半には全国学力テストと知能検査との相関分析は行われなくなった。ただし、「学力と知能の相関を問うことは1960年代以降も依然として各都道府県では実施されていた」(p.182)。

続く昭和 40 年代には、標準学力テストによる地方学力テストが減少したにもかかわらず、「量的には学力テストと知能検査が最も多く実施された時代であった」という。その内実としては、学力と知能の相関関係を調べるものが最多であった(p.187)。

その後,昭和50年代になっても13の都道府県で知能検査の全県的な実施はあったが,昭和60年代には「沖縄県を除いては地方学テと知能検査を併行して実施する

都道府県は資料的に見いだすことができな」くなる。平成 14 年に学校保健法施行規則一部改正に伴って就学時健診での知能の見取り方が多様化したことから,「県教委や県(綜合)教育センターでは学力と知能の相関を問うことは行われなくな」った(p.194)。

以上の分析のうえで北野は、昭和 40 年代をピークに 急激に知能検査が地方学力テストの分析から消えた原因 について、「直接的な理由は確認できていないが」知能 検査への否定的な見解が戦後初期より見られたことをま ず挙げる。「知能検査への懐疑は、知能検査で測定され たものを知能とみなすことが可能なのか、知能検査の利 用の仕方は適切なのか」に集約され、「とりわけ教育学 者や学校現場の教師などによる否定的な見解が多」かっ たという(p.195)。ただし、「多種多様な知能検査が市 販されている状況から判断するに、[中略]今日でも個 別の小・中学校や幼児教育において知能検査は利用され ている」(p.196)とも推察した。

### (2) 就学時健診での知能検査の実施

(1)で取り上げた北野の研究でも言及される通り、学校で知能検査が実施される重要な契機として就学時健診がある。学校保健安全法施行令によると、就学時健診は学齢簿作成後から翌学年開始の四月前までに実施され(第一条)、「栄養状態」「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」「視力及び聴力」「眼の疾病及び異常の有無」「耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無」「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」「その他の疾病及び異常の有無」が検査される(第二条)。また、同法施行規則では、「その他の疾病及び異常の有無」として「知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等」が挙げられ、「知能については適切な検査に拠って知的障害の発見につとめ」ることとされている。

日本学校保健学会が 2017 年に改訂した就学時健診の マニュアルでは、就学時健診の目的の一つとして「学校 生活や日常生活に支障となるような疾病等の疑いのある 者及び視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自 由者,病弱者(身体虚弱者を含む),その他心身の疾病 及び異常の疑いのあるものをスクリーニングし、適切な 治療の勧告、保健上の助言および就学支援等に結び付け ること」(p.1) が挙げられている。具体的なところでは, 「その他の疾病及び異常」の検査方法説明の中で,「知的 障害、発達障害等の発見」について言及されている。そ こでは「知的障害や発達障害の可能性がある幼児に就学 時の健康診断のみで気付くことは困難なことから、教育 委員会においては、就学時の健康診断前までに、発達に 課題があり、特別な支援や配慮を必要とする幼児の早期 からの気づきに務めることが大切である」(p.18)と述 べられている。また、「保護者の理解を得た上で1歳6 か月や3歳児の乳幼児健康診査(母子保健法第十二条) の情報を関係機関と連携しながら、就学時の健康診断に 活用することも有効である」(p.18) と示している。

ただし、このような留保はしつつも、就学時健診で知

能を見取ることを否定しているわけではない。「知能については、標準化された検査方法以外の方法によることも可能であることから、検査法を限定せずに、適切な方法であればよい。なお、適切な方法としては、医師等の専門家による面接や行動観察等が考えられる」(p.19)としている。

同マニュアル内では、就学時健診での面接で「知的発達」「言語」「行動や態度、情緒面」「その他」が観点として示され、集団での実施を念頭に、「知的発達」に関わるものとして資料1のような具体的な設問が例示された。問題例の各項目は、たとえばK式発達検査といった精神年齢を算出可能な心理検査との顕著な共通性がうかがえる。ここからは、標準化された知能検査の厳密な実施ではないものの、それに準ずるようなことが近年も就学時健診で行われていると判断できる。

以上, 2. では北野の先行研究をもとに戦後の学校での知能検査の位置づけの一端をたどった。そのうえで, 実施機会の一つである就学時健診での実施の現状につい

# 資料 1 就学時健診面接項目例

問題1:姓名

「あなたの名前を言ってください。」

問題2:性別

「この中で、男の子は手を上げてごらん。」「女の 子は手を上げてごらん」

問題3:類推(一人1題)

「塩はからいでしょう。砂糖はどうですか?」「自動車は速いでしょう。 歩くのは?」等

問題4:用途(一人1題)

複数の絵が描かれた紙を提示して

「この中で雨が降った時に使うものはどれですか。指でおさえてごらん」「水やジュースを飲む時に使うものは?」等

問題5:おはじきかぞえ(机に一人10個のおはじきを用意)

「机の上におはじきがありますね。5つだけかぞえて並べてください」と指示し、誤った場合は「それでは、3つかぞえて並べてごらん」と指示。

問題6:大きさの比較(カードを順次示しながら)「ここにまるが二つ書いてありますね。どちらが大きいですか。」「それでは、この四角はどちらが大きいですか。」「この三角はどちらが大きいですか。」

問題7:遺漏発見(カードを順次示しながら) 「それでは、この絵を見てください。この絵の中 に何か足りないものがあるでしょう。何が足りな いのでしょう。」

出典:日本学校保健学会『就学時の健康診断マニュアル (平成29年度改訂)』pp.20-21 て、マニュアルから明らかにした。続いて3. では、一般での受けとめられ方に視点を移して、学校での知能検査の実施について考えたい。

# 3. 学校で知能検査を行うことはどのように報じられて きたか

### (1) 検索の対象と方法

本稿では朝日新聞クロスサーチに集録されている記事を検討の対象とした。対象となるのは、1879年から現在までの期間である。このうち1999年以前の記事は縮刷版として画像が表示された。また、1985年以降の記事はホームページ上に当該記事の文章データが表示された。検索にあたっては「知能検査」というキーワードを用いた。そのうえで、本稿の研究関心である学校における知能検査の実施と受けとめについて分析するために、(2)で示すような記事の分類を行い、分析対象を選択した。

### (2) 該当記事の内容分類

1999 年以前の縮刷版検索では、全体で15 件が該当した。ただし、この結果には注意が必要である。縮刷版検索と文章データ検索には15 年間の重複期間があるが、後者でこの15 年間に該当した記事が66 件あったのに対し、その中で縮刷版検索のほうでも挙がったのは1996 年の1 件のみであった。このことからは、文章データ形式の記事検索と比べて縮刷版の検索が精密性を欠いていることが予想される。そこで本稿では、文章データ表示の可能な1985 年以降については文章データ検索をもとに分析を進め、それ以前の期間については、見落としのリスクを承知したうえで、現時点で可能な分析の一手段として、縮刷版を分析対象とすることとした。

1985年以降の記事検索では162件が該当した。これらの記事について、類似のテーマについて別件で複数の記事がある場合に、一つのカテゴリーが成立していると見なして分類した。分類の結果、「発達障害」(23件)、「就学時健診」(21件)、「情報開示請求」(15件)、「非行・犯罪」(14件)、「高齢者」(8件)、「知能や知能検査の解説等」(7件)、「生徒募集」(6件)、「被爆児童」(5件)、「処理のミス、流出等」(4件)、「ギフテッド」(3件)、「旧優生保護法関連」(3件)、「就学時健診以外での学校での知能検査の実施」(3件)といったカテゴリーが確認された。また、以上のカテゴリーには含まれないが、個人の人生経験を語る中で学校での知能検査実施に言及した記事がいくつか見られた。これらも知能検査の受けとめられ方を示す重要な資料であると判断したため、分析対象とした。

以上の各カテゴリーのうち、本研究の対象である学校 現場での知能検査実施に該当するものは、「就学時健診」 「情報開示請求」「生徒募集」「就学時健診以外での学校 での知能検査の実施」であると判断し、記事内容の詳細 な分析を行った。ただし、これらカテゴリーに該当しな い記事や、カテゴリーを形成しない「その他」(39件) の記事についても、分析対象カテゴリーの話題と一部関連すると判断した場合には、参照・引用した。

### (3) 第二次世界大戦前の記事での取り上げられ方

戦前の記事分析は縮刷版に拠るため、前述のように網羅性には不備が残る。検索に該当した限られた記事を見る限りでは、知能検査とは何か、どのように用いられているのかを解説するもの(「知恵の段階 三」(1921年7月16日)、「知恵の段階 四」(1921年7月17日))や、知能検査の開発・普及の萌芽期において実験的な試みを行った跡がうかがえる記事(「能力標準の調査 日本では初めての試み 近く学界へ発表」(1925年4月24日)」など)が見られた。なお、検査の実施主体としては、東京市性能検査所が複数回登場しており、当時における知能検査研究の一つの中心であることがうかがえた。

一方、学校教育への導入を直接的に扱った記事は見当 たらなかった。ただ、実験の一環として小学生に知能検 査を実施した記事は確認された(「『甚六』は長男に返上 最も頭のいいのは次男に多い 東京市の性能検査所で実 験した学童三百人についての成績」(1926年9月12 日))。「東京市内尋常小学校五六年生および高等小学校 健康児童三百余名につき久保氏の国民智能検査の方法に 則り推理, 構成の知能を詳細に検査した」結果, 「もっ とも頭の良い者の多いのは次男で次は三男、次は長男次 は四男で以下五六七と後になる程低能児が多いという結 果を得るに至った」という。現在の感覚からすると、こ の結果を教育の改善につなげる方途がいま一つ見えづら く、また被験者や関係者の心情への配慮についてもやや 疑問が残るところではある。しかし、このような点につ いて記事で顧慮される気配はなく、ただ興味深い発見の 一つとして報じられている。当時の知能検査の扱いとし て、教育改善のための手段であることや、実施にあたっ てプライバシーの面で細心の注意が求められることなど は、まだ認識・定着していないことが推察される。

# (4) 第二次世界大戦後の記事での取り上げられ方

(2) で示した分類に従って、内容分析を進める。 ①就学時健診

学校での知能検査実施に関する記事のうち、最も多かったのが就学時健診に関するものである。この分類に当てはまる記事の特徴は、特定の時期(11月)が多い点にある。同一の学習支援団体に所属する執筆者の割合が高く、見解に一定の偏りのある可能性はあるが、繰り返し取り上げられるところからは、社会の関心をひく話題であることがうかがえる。

就学時健診に関して確認できた最も古い記事は、1985年のものである。記事の主眼は長野県で発生した保育園児殺害について報じることであるが、「前日の二十五日、入学予定者のための『一日入学』が催され、[中略]クラス分けのための知能検査を受けるなどした」という記述が確認できる(「女児、絞殺される 一人で留守番中に強盗 長野県上田」1985年1月27日)。記述は、衝撃的な事件と対比される日常の描写に埋め込まれ

ており,入学前に学校で知能検査が行われることや,そ の結果が学級編成に影響することが,記者や読者にとっ てはごく一般的な事象であることがうかがえる。

その後の就学時健診に関する記事は、批判的な論調のものが多い、批判の理由としては、障害のある子どもの教育的処遇を一方的に強制する要因となることが挙げられる。たとえば、「"特殊学級の勧め"に悩む親 専門塾へ相談に行く人多く(教育90)」(1990年7月14日)という記事では、就学時健診で特殊学級を勧められた親子の事例を紹介したうえで、用語解説に当たる〈メモ〉のコーナーで、「各地の自治体は、[中略]就学相談を夏に行い、障害の程度を見ながら進路指導する。秋には翌年、小、中学校に入学する子供全員に健康診断を行い、知能検査、児童観察などで問題のある場合は、特殊学級に行くように指導する。強制ではないが、[中略]親の反対を押し切る場合も多いといわれる。このため特殊学級に入れるのをいやがる親たちが、健診や知能検査を受けるのを拒否するケースが増えている」と説明している。

また、「市に陳情書提出 障害児の普通学級就学で『中 部ネット』」(1994年11月29日) という記事では、「障 害児の就学を考える中部ネットワーク」という団体が、 静岡市役所に陳情を行ったことを報じている。陳情内容 には「就学時健康診断における知能検査の撤廃」が含ま れた。団体の代表は、「『市教委が実施している教育相談 では知能検査の点数で養護学校への変更を強圧的に迫ら れる』と述べ、就学前の健康診断で行われる知能検査が、 子どもを普通学級と特殊学級に振り分ける際の目安とし て使われていることを批判した」と意見が紹介されてい る。一方、同記事内では、市町村レベルの判断で就学時 の知能検査を廃止しているところがあることも言及され ており、実際に今回の検索でも、廃止を報じる記事が複 数確認されている(「仙台市教委、知能検査を今年度か ら廃止 就学時健康診断で」(1996年10月5日),「知 能検査を廃止 就学時健診, 個別相談を 来年度から千葉 市」(1997年11月1日)など)。

たとえば千葉市は、1999年度入学時を対象とする就学時健診から「知能検査に替えて、個別の就学相談を充実することで対応する」ことが報じられた。切り替えの背景には、市養護教育センターが開所したことにより、個別の就学相談が充実することから、「『就学相談で対応できる』と判断し」たことがあった。また、従来から「子供を選別することにつながる」などの批判も見られていたという。

# ②情報開示請求

情報開示請求に関する記事は、取り上げられる時期に偏りはあるものの、就学時健診に次いで多かった。自らや家族の学籍簿等を公開請求した際に拒まれるといった記事が中心であり、1990年から2000年に集中していた。ただし、同一案件が複数記事で報じられることもあるため、記事の件数と事案数がイコールではない。

このカテゴリーで確認できる最初の記事は、柏市の事

案に関する 1990 年のものである (「知能検査の非公開 妥当 柏市公文書審が答申」(1990 年 7 月 20 日))。保 護者が教育委員会に対して、就学時健診の知能検査の結 果を開示請求したところ、「『著作権法に基づき保護され るべき著作物』として非公開とした」ことと、その後の 展開が述べられている。保護者側は市教委の決定に対し て不服申し立てを行い、市教委側が審査会に諮問したが、 「審査会ではこれまで 5 回の審査を行った結果、『検査 の性質上、問題を公開されると正しい結果が得られない。 また、健康診断の結果に基づいて行う指導や措置が公正、 円滑に行われなくなる』として市教委の処分は妥当とし た」という結末であった。

また、情報公開に関する事案で最も頻回に報じられたのは、静岡県伊東市の事案である。この事案は、小学校の通常学級に障害のある子どもを通わせる保護者が、指導要録および就学指導調査個票(知能検査の結果や障害の程度など記載)の開示を申し立てたというものである。開示請求の動機としては、「小学校に入学する前、市教委から『養護学校進学が望ましい』という郵便が届」き、それに反して通常学校入学を選んだところ、入学後に「市教委から『授業が苦痛ではないだろうか』と」言われて養護学校への転校を進められたということがあった。この一連の教育委員会の対応から、「『学校が障害がある娘をどう見ているかを知りたい』と考え」て請求に踏み切ったという(「両親の願いを理解 審査会、伊東市教委に資料など公開求める/静岡」1999年12月17日)。

開示請求に対して伊東市教育委員会は「児童の向上心 や意欲を阻害する」「学校と親の信頼関係を損なう」と いった理由で非開示とした。両親はその後、市の個人情 報保護審査会に異議申し立てを行い、審査会は「開示に よって信頼関係を損なうことはない。訂正が可能になり、 より内容の公正さを期待できる」と判断して全面開示を 答申した。この答申に対して市側は「就学前に養護学校 に行くかどうかを指導する際の資料となる『調査個票』 は難しいかもしれないが、答申の内容をよく検討して対 応を決めたい」(「養護学校進学への資料、市教委へ開示 を答申 静岡・伊東【名古屋】」1999年12月17日) としていたものの、結果的には指導要録と就学指導調査 個票の双方を前面非開示とした(「教委, 再度『非開示』 に 障害児の知能検査結果 伊東市/静岡」2000年3 月23日)。これに対して母親は、非開示決定の取り消 しを求める行政訴訟を静岡地裁に起こした(「母親、取 り消し求め提訴 伊東市教委の指導要録非開示処分/静 岡」2000年6月22日)。その後、市教委側は口頭弁論 の場において、請求の却下を求めた(「伊東市教委側、 請求却下求める 非開示処分取消訴訟/静岡」2000年

本事案に関する記事はここまでであり、結末やその解 説などは見られないが、それでも知能検査等を含む公的 な記録に対する関係者の見方がうかがえる。途中段階で の市の判断において、就学指導調査個票が指導要録と比 べても、より開示の困難なものと考えられていることがわかる。その原因が知能検査の結果を含んでいることと直接関係するかは不明だが、就学先決定に関わるデータは、在学中の評価データよりも公開しづらいものであると学校・教育行政側が認識していることがわかる。一方、保護者はこれら記録に含まれる情報を、教育的処遇に影響する重大なものととらえている。

別の事案においては、個人情報保護審議会の答申内容を詳報する記事も見られる(「川崎市個人情報保護審議会の答申 指導要録全面開示判断部分〈要旨〉」1992年10月10日)。川崎市の事案では、審議会が指導要録を「前面本人開示を前提とする制度運用に変更し、その後の記載を全部開示していくことが望ましい」としつつも、在校生への開示には注意が必要であることを指摘している。また知能検査の結果については「教育指導資料になるものである以上、指導的説明づきの結果通知があるべきと考えられる。しかし、制度変更前においては小学校在学生には開示されなくてもやむをえない」と述べている。新聞紙上において審議会の答申内容が個別の項目まで全て示されていることからは、読者の関心が、単なる野次馬的興味を超えるものであったことがうかがえる。

なお、このような情報開示請求が盛んとなる少し前の 時期には、「学校とプライバシー」に関するシンポジウ ムが実施されたことを報じる記事も見られた(「侵害さ れる子供の人権 東京で『学校とプライバシー』めぐる シンポ」(1989年10月17日))。このシンポジウムでは、 弁護士によって「学校では、入学前の就学時検(ママ)診、 入学後の家庭環境調査, 身体検査, テストや知能検査な ど、従来にも増してさまざまな情報が収集されている」 にもかかわらず「『こうした教育情報が、本人や親には 秘密にされているのに、一方で、捜査機関や家庭裁判所 には報告書が出されている。もともと、教師と子どもと の信頼関係にもとづいて収集されたものだから、学校は 教育目的に限って利用すべきなのに、今の状態では、子 どもの人権は侵害されたままになってしまう』と指摘」 がなされたという。また、研究者からは、子どもの権利 条約草案第28条が、「内申書の本人への公開に関連す る条項」であるとの解釈も示されたという。

# ③知能や知能検査の解説等

このカテゴリーに当てはまる記事は、就学時健診や情報開示請求の記事と比べると少ないものの、年代や季節を問わずに見られることが特徴である。このカテゴリーの記事は、学校教育に関するものだけではないが、一部、学校教育に関わるものもあったため、以下で分析を加える。

たとえば 1990 年代初頭の「IQ で頭のよさは分からない 知能指数神話の崩壊 (IQ 神話)」(1990 年 5 月 29 日)という記事では、記事の前半で学校教育での実施を巡る論点を示し、後半ではそもそも知能検査が「頭のよさ」を測定するに足る尺度なのかを疑問視する内容が述べられている。特に前半を見てみよう。「頭のよさを示す数字として盛んに使われてきた IQ (知能指数)

の評判が芳しくない。幼稚園の幼児指導要録では、この 4月からIQなどを書き込む『標準検査の記録』の欄が 消えた」という事実の報告から始まるこの記事では、就 学前を含む学校教育における知能検査実施の妥当性が揺 らぐことを報じる一方で、「テスト業界の中には、『小中 は義務。文部省がそういわないのは公費負担問題が出て くることを配慮しているから』と解説する人もいる。そ れだけに、『日本人はお上によく従いますから、決まり がなくなると影響は大きいですよ。シェアの小さい幼稚 園は特に関心はなかったが、小中学校については残すべ きだと、文部省に訴えていく』」との主張があることも 紹介している。記事内ではこのような主張を行った人物 の所属が明示されていることから、主張内容の真実性は 一応のところ信頼できるだろう。 つまり当時において、 幼稚園から中学校までで知能検査が実施されるにあたっ ては、その検査の配給をめぐって学校以外の主体が金銭 的な点から強い関心や影響力を持っていたことがわかる。

また、知能検査の実施状況に地方差があることを示す 点も、この記事の興味深いところである。「日本の学校 で行われている知能テストは、田中 B 式知能検査とか 教研式とかいった集団式がほとんど。欧州の個別式とは 対照的」であり、「小学校では、2、4、6年生など1年 おきに3回、中学で1回程度やっているところが多い。 東京の小学校はこの6月がテストシーズン。結果は『ク ラス編成などに利用している』(中央区の小学校)」一方 で、京都、大阪、兵庫などの関西の府県では実施が少な いことを挙げている。記事に示される関西の教育委員会 関係者の声は、次のようなものである。「やっていると ころは少ないと思いますよ。やっても要録には記入して いない。子供の能力を固定化して捉えたり、烙印を押す ことになっては困りますから」(京都府教育委員会), 「やっているところはもうないんじゃないですか。知能 指数ですべてが決まるわけじゃなし。かえって先入観に とらわれても困りますから」(兵庫県教育委員会)。ここ からは、実施しない府県の意識として、知能検査の実施 が子どもへの不適切な先入観につながることを懸念して いることがわかる。

# <u>④生徒募集</u>

このカテゴリーは、一件を除いて同一の中学校(横浜 国立大学付属横浜中学校)に関する記事であった。一般 生徒募集と帰国生徒募集のいずれにおいても、知能検査 の実施が明記されていた。

# ⑤就学時健診以外での学校での知能検査の実施

知能検査を扱った戦後最初の記事は、高等専門学校の 入学試験に知能検査を含めるという話題である。記事に は「学力試験のほかに新しく知能検査(インテリゼンス・ テスト)を加えることゝなった。『知能検査』の方法は これから定めるが、要はその学生が高等教育を受けうる 能力をもっているかどうかの判定である。いくら暗記本 位で学力だけがついていてもだめ、本来の素質が不足な ら落第だ。官立は今後必ず文部省で作成した『知能検査』 を行い公私立もなるべくこれに準じる、学力検査は特定科目に偏せず中等学校の全科目中から● [引用者注:判読できず] 定する」(「女子に開く高専校 学力試験の外に知能検査」1947年1月19日)とあり、知能検査を学力試験とは異なる能力を測定するものととらえていること,具体的には、高等教育での学びを可能ならしめる「素質」を測定するととらえていることがわかる。

一方, 1969 年には, 入学前に実施した知能検査の結 果が、進学後の成績を予測するものになっていないと批 判的に論じる記事が見られた(「知能検査と成績は別 中学→高校を追跡調査 京都教育研究所『進学指導に使 えぬ』」1969年6月15日)。いわく「中学生の進路指 導は, 現在知能テストや学業成績から, 担任の先生が主 観的に判断している」という実態があるなかで、「[前略] 工業高校に進学したが、むずかしくてついていけない、 大学受験志望なのに職業課程に進学させられて学習意欲 をなくし非行に走った―など進路指導の不適切が問題に なってい」るという。これに対して京都教育研究所が高 校生を5年間追跡調査した結果,「①たいていの中学校 で知能テストを進路指導の資料に使っているが、知能テ ストの成績は高校での成績とほとんど一致しておらず. 資料としては適切でない②工業課程コースは、これまで 理数科の成績が重視されたが、むしろ技術家庭科の成績 のよい者の方が伸びている③性格面では、向上性、積極 性の強い生徒よりねばり強さのある生徒の方が高校進学 後だんぜん伸びる④中学生の場合、三年生になってから 急に成績が変動することは少なく, 受験勉強の効果は, 高校生より少ない―などがわかった」と報じた。

このカテゴリーに含まれる記事の中には、別の主題を報じるための材料として教育現場での知能検査の実施に言及されており、実施の良し悪しには特に言及の見られないものもあった。たとえば1984年の記事では、保育園に通う子どもたちの行動面の問題を主張するにあたり、「同園は、[中略]四、五歳児に毎年知能検査をして、指導の資料にしている」が、近年は「知能検査の言語性が動作性を平均で10以上上回」る現象が見られることを指摘し、そこから原因をめぐる主張が展開されている(「(83)知能検査 教育とは・子ども新時代」1984年3月18日)。

以上、(3)ではカテゴリーごとに知能検査に関するどのような事象がどのような論調で報じられているのかを確認した。全体をふりかえると、比較的古い記事では学校で知能検査をすることが当たり前の出来事として淡々と記されていることがわかる。ただし、進路決定や就学先決定に関わる材料として扱われる場合には、その有効性が問われるとともに、不当な処遇の根拠とされることが懸念されていた。また1990年代前後からは、知る権利やプライバシーとの関係で、学校における知能検査の実施や記録管理に批判的なまなざしが向けられるようになっていた。なお、2で示した北野の研究によると、学力テストとの関係では1980年代後半以降は話題に上

がらなくなったという知能検査であるが, 就学時健診や 情報開示請求と絡んでは, これ以降の時期も社会の注意 をひいていたことがわかった。

### (4) 個人の経験談から見る知能検査の影響

(3) で示したようなテーマ別の記事ではないが、個人が人生を語る中で学校と知能検査をめぐる述懐を含んでいた例のうち、特に知能検査の影響の大きさがうかがえた4件を分析する。まずはA氏の例である(1989年4月18日、1996年9月23日)。A氏の知能検査経験は、学校での知能検査実施の問題点を最もよく表す。A氏の通う小学校では、知能検査が毎年実施されていたのだが、三年生まで学年上位の数値であったA氏の知能指数が、四年生時の検査で急に60台に下がり、そのことによって担任教師や周囲の児童から不当な扱いを受けるようになったという。本人には原因が全く思い当たらないなかで、机に座って授業を受ける権利を侵害されたり、他児からの暴言・暴力にさらされたりした経験は、A氏に勉学への意欲を失わせ、その後の受験における消極的な選択にもつながっている。

一方、B氏の知能検査経験(2000年8月21日)は、A氏とは真逆のものである点が興味深い。第二次世界大戦中に小学校生活を送ったB氏は、疎開を機に壮絶ないじめの対象となった。状況を知った保護者が都市部の学校に再転校させるのだが、そこで「知能検査でIQ・187とわかって特別教室に編入させられちまった」という。記事全体がユーモラスな調子で書かれているため、多少誇張されている可能性もあるが、当時、小学生に対して知能検査が実施されていたこと、その結果が学級編成に影響していたことが確認できる。なお、B氏はその後「市内の中学校に入ってからは自分が不良になっちま」ったことを告白しており、知能検査の結果が勤勉さとは直結しない一例となっている。

C氏の例(2007年12月8日)は、A氏同様に知能検査の負の経験である。C氏は勉強が好きではなく、成績に「2」が並ぶ状態であったところ、小学校2年生の終わり頃に友人と共に担任から呼ばれ、「仲良し学級」「筆者注:C氏の通う学校における特殊学級の呼称」に連れていかれたという。C氏はそこで「知能検査らしいテスト」を受け、その結果として「君たちは4月からここで勉強するのよ」と告げられた。その後、保護者の猛講義によってC氏の転級は取りやめとなったが、その後40年がたっても「あの時の差別は、いまだに心の傷として残っている」という。C氏の目から見て、「当時、勉強のできない子らを隔離する空気が横行していた」中での出来事であった。

最後に D氏の例である (2015年9月16日, 2020年3月8日)。 D氏の記事では学校において知能検査が実施された旨の記述は無いため、厳密には本稿の検討対象からは外れるが、保護者の知能検査に対する見方をうかがえる部分があったため、参照しておく。 D氏は神経質なところのある子どもであったのだが、それを見た母

親が「息子が無口すぎるからと知能検査に連れて行った」というのである。D氏の母親は医師であり、知能検査に対する理解も一般的な保護者のそれを上回ることが予想される。しかしながら、やはり一保護者としての反応として、子どもに何らかの極端な性質が見られた際には、知能検査によって異常を確かめるという行動に至っていることがわかる。

以上の各記事で語られる知能検査経験は、表面的には 全く異なる結果をもたらしているが、特にA~C氏の 例では次の三点が共通している。一点目は、知能検査が 本人や保護者の意思や承諾の有無を考慮しないまま実施 されている点である。二点目は、知能検査の結果が本人 にあからさまな形で開示されている点である。中には, 周囲の児童にまで結果が知れ渡っている例もあり、知能 検査の結果をプライバシーに関わる重要なものとして取 り扱う姿勢の弱さが見られる。三点目は、知能検査の結 果が教育上の処遇の変化をもたらしている点である。な お、以上の三点が日本の学校現場における知能検査実施 時に必ず起こる問題とまでは言えない。まず、各語り手 の生きた時代や学校教育を受けた場所にはばらつきがあ る。また、知能検査の結果が学校での処遇に何の変化も もたらさなかった場合、自身の人生を語る際に被検査体 験をわざわざ書かないであろうから、限られた紙面で人 生を振り返るにあたって学校での知能検査体験に言及す る人は、そもそもその知能検査から大きな影響を受けた 人に偏ることが予想される。

ただし、これらの点を差し引いても、知能検査の結果が通常学級で安心して学ぶ権利をおびやかすこと、そして、卒業後かなりの年数を経ても、消えない負の思い出として人の心に残ることが確認される点は、学校での知能検査実施を考えるうえで看過できないことである。適切な学びの場や支援につなげるためという制度側の論理とは別に、それを差別につなげるまなざしが存在することもまた見逃せない点であろう。

### 4. 考察

ここまで、新聞記事の分析によって、学校における知能検査の実施がどのように報じられてきたのかを検討してきた。ここから総合的な考察を進めるにあたり、まずは分析材料やそこから読み取れる内容の限界について、改めて整理・確認しておきたい。

分析材料が特定の新聞の記事ということで、そこで述べられていることが当該事案の全体像というわけではなく、また、報じられ方が正確で中立的なものであるとは限らない。個々の事案の分析を目的とするならば、一次資料に当たることが求められる。一方、筆者の関心は学校での知能検査実施がいかに受けとめられてきたのかという点にある。この容易には確認しえない、社会を構成する個々の人々の心情や認識の総体に迫るにあたり、それに影響を与え、またそれを反映するものとして、マスメディアでの取り上げられ方に着目することは意味があ

る。それゆえ本稿の分析においては、記事が報じる事実 と同等かそれ以上に、報じられる頻度や論調などが重要 となる。

とはいえ、この方向性での分析から十分確からしい結果を引き出そうとするのであれば、対象となるマスメディアの不偏性や受容者の属性・傾向の考慮が問題となる。その点、単一のメディアの記事の文言のみを分析対象とし、そのメディアや受容者の相対的な位置づけを分析できていないことは、本稿の導き出す考察結果に重大な制限をもたらすことを認めなければならない。以上、やや長い断りを行ったうえで、限られたものではあるかもしれないが、本稿の分析から見えてきたことを考察してみたい。

北野 (2022) では、昭和 60 年代頃には学校での知 能検査が学力検査との関連では取り上げられなくなった と指摘されており、このことは他の先行研究でも共通し て指摘されていることであるとされていた。本稿は分析 に用いたデータベースの関係上、偶然にして昭和60年 代以降が主な分析対象時期となったが、その結果、昭和 60年代以降も学校での知能検査実施が話題にのぼって いることが確認できた。その機会の一つが就学時健診で あった。また、情報開示請求に関する記事の中において、 指導要録に知能検査の含まれることを示唆する例もあ り, 在学中にも検査を実施する学校があると確認された。 記事の中で、指導要録に知能検査の結果が記載されるこ とを特に特殊な例として言及してはいない点から、これ が特定の学校のみに残る希少な慣習というわけではな く、少なくとも1990年代前後にはまだ一般性を持つも のだったのではないかと考えられる。

一方、学校での知能検査実施には早くから批判があったことを先行研究は明らかにしており、本稿でもこれが確認された。特に多かったのが就学時健診での実施を批判するものであり、障害のある子どもに通常学級以外の学びの場を強制する原因となることが問題視された。加えて、個人の経験を語る記事からは、在学中に行われる知能検査が強い負の意味づけをもって受けとめられるのもまた、通常学級での学びへの参加を阻害するケースであることが見いだされた。

このように知能検査の実施が問題含みである中で、問題解決の糸口として注目したいのが、就学時健診をめぐる千葉市の例での記述である。千葉市では、就学相談の充実を根拠として、就学時健診での知能検査廃止に踏みきろうとしていた。就学相談も就学時健診も、障害の実態に応じて進学先に関する助言を行う点は共通しているが、実施の環境は全く異なる。就学相談は個別のケース対応として行われ、就学先決定に先立って時間をかけて実施されるのが通例である。この点、特定日に流れ作業で行われる就学時健診の一部として、集団で機械的に知能検査を実施され、その結果をもとに一旦決まったと思っていた就学先から急に外されそうになるという、旧来の就学時健診での経験とは、受け手にとっての負担感

は全く異なるだろう。

検査を受ける本人や保護者の納得,時間をかけた相談体制といった環境が整ってはじめて,検査は有効なものとなり得るのではないだろうか。また,その結果は十分にプライバシーに配慮して管理・使用され,一方で本人や保護者に対しては丁寧な説明が行われることが必要であろう。近年,見落とされがちな発達障害の早期発見とかかわって,小学校1年生時点でのスクリーニング検査と早期介入の有効性が説かれるが²,これも実施の仕方によっては,不同意,個別性の無さ,一時点,他児とは異なる処遇の強制といった,就学時健診をめぐって批判されてきた諸点を繰り返すものとなる恐れがある。学校教育で心理検査を取り入れるにあたっては,検査そのものの質はもちろんであるが,実施方法や実施環境を十分に調整することが求められる。

### 5. おわりに

本稿では学校教育における知能検査の実施が人々にい かに受けとめられてきたのかを探るべく、新聞記事での 取り上げられ方に注目して分析を行った。分析の結果、 主に教育関係者の言説や教育行政側の記録から先行研究 が指摘してきたこと、すなわち、学校での知能検査は就 学時健診および在学中の決まった学年で悉皆的に実施さ れてきたこと、結果は指導要録等の公的な記録書類に残 されること、ただし、実施に対しては批判的な主張も見 られたこと、時代が下るにしたがって実施が下火になっ ていったことといった点が再確認された。加えて、本稿 の分析によっては、実施に対する批判的な見解が、保護 者や学外者、さらには当事者の立場からどのように表明 されたのかも見えてきた。具体的には、プライバシー、 結果の開示、学ぶ場の強制といった点が論点として報じ られており、どう実施するのか、何のために実施するの か、結果を何にどう反映させるのかといったことが人々 の興味や疑念の対象となっていることがうかがえた。そ こには、本人や保護者の自己決定をないがしろにして実 施すべきものではないという意識も見られた。

最後に本稿に残された課題としては、分析の対象が単一の新聞である点が挙げられる。他紙でも同様の傾向が見られるのか確認を進めること、また特に重要と思われる事案については新聞以外のメディアも含めて分析を深めることなどは、今後の課題としたい。

# 【注】

- 1 たとえば、宮野ほか (2023) や山下 (2022) など。
- 2 たとえば、MIM (海津, 2010) など。

### 【参考文献一覧】

海津亜希子編『多層指導モデル MIM 読みのアセスメント・指導パッケージ――つまずきのある読みを流ちょうな読みへ』学研教育みらい,2010 年

北野秋男「第5章『地方学力テスト』と『知能検査』

- の利活用の実態~『学力』と『知能』の相関関係~」 『地方学力テストの歴史―47 都道府県の戦後史―』 風間書房、2022 年、pp.171-210
- 鳴津峯眞監修・生澤雅夫編集代表『新版 K 式発達検査 法―発達検査の考え方と使い方― (第2版)』ナカ ニシヤ出版,2010年日本学校保健会『就学時の健 康診断マニュアル (平成29年度改訂)』
- 日本学校保健会『就学時の健康診断マニュアル (平成 29 年度改訂)』
- 松﨑美枝「就学時の健康診断マニュアルの改訂について」 『小児保健研究』第78巻,第1号,2019年,pp.2-8 宮野希・白府士孝・細谷一博「通常学級に在籍するひら がなの読み書きに困難を示す児童への指導の一事 例」『北海道教育大学紀要(教育臨床研究篇)』第 73巻,第1・2号,2023年,pp.85-93
- 山下公司「LD-SKAIP をアセスメントツールとして活用した通級指導教室における実践――読み書き困難のある小学校3年生の事例――」『明星大学発達支援研究センター紀要』第7号,2022年,pp.37-41緩利誠「学校教育における知能検査の利用」『浜松学院大学教職センター紀要』創刊号,2012年,pp.81-104